

就労選択支援に関するQ & A

Q 1 実施主体に求められる、「過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」のうち、合計3人以上とは、法人内の複数事業所で3人以上実績があればよいですか。

A 1 個別の事業所単位において、合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用される必要があります。なお多機能型事業所（例：移行とB）は1事業所とします。
※過去3年以内は年度途中の期間もカウントに含めます。

Q 2 当事業所は開所して1年であり、過去3年間の実績がないですが、就労選択支援事業所の申請はできないですか。

A 2 過去3年以内に3人以上の一般就労の実績があれば、指定から3年経過の必要はありません。

Q 3 就労移行支援事業と就労定着支援事業を一体的に行っている事業所で、就労選択支援事業を行う場合、移行支援事業所の就労支援員と就労定着支援事業の就労定着支援員、就労選択支援事業の就労選択支援員の三職の兼務は可能でしょうか。

A 3 それぞれの人員配置基準を満たした上で、業務に支障がなければ兼務可能です。

Q 4 一体的に運営する事業所が従たる事業所を有している場合、主たる事業所と従たる事業所それぞれに、就労選択支援事業所を設けることはできますか。

A 4 一体的に運営する事業所1つにつき、設けることができる就労選択支援事業所は1つまでです。ついては、主たる事業所と従たる事業所それぞれで要件を満たす場合にあって、それぞれに設けることはできません。

Q 5 設備基準（訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的室）は、一体的に運営している事業所と併用は可能でしょうか。

A 5 相談室、洗面所・便所、多目的室について、一体的に運営している事業所と併用しても差し支えありませんが、訓練・作業室については、一体的に運営している事業所とは別に確保することが必要です。